第2節

プラットフォーム化と産業構造の変化

情報通信技術の発展により、世界のデータフロー¹³⁶ は年率数十パーセントという猛烈な勢いで飛躍的に拡 大している 137 (第 I-3-2-1 図)。この急速に進化する 情報通信技術を実装し、プラットフォームを構築した 米国を中心とする IT 企業が、情報通信分野のみなら ず、自動運転、医療、金融、音楽などの他分野に積極 的に入り込むなど、産業界の構造も変化する兆しがあ る。また、プラットフォーム化が引き起こしたシェア リングエコノミーの拡大によって、実社会への影響も 生じつつある。本項では、これらの急速な変化の動向 と、そのインパクトを探る。

第 I-3-2-1 図 世界の情報通信量及びその将来推計



備考:2015年以降は予測値。

資料:McKinsey Global Institute (2016)「Digital Globalization: The New Era of Global Flows」から作成。

1. プラットフォーム化によるインパクト

近年のビッグデータ解析、IoT や人工知能技術の進 化といった情報通信技術の発展により、様々な製品か ら収集されるデータを分析し、再び製品にフィード バックして製品の機能、性能を著しく向上させること が可能となった。この結果、製品の価値は、製品その ものから、製品の機能、性能から得られるサービスへ と移行しており、製品から得られるデータがその価値 の源泉となっている。

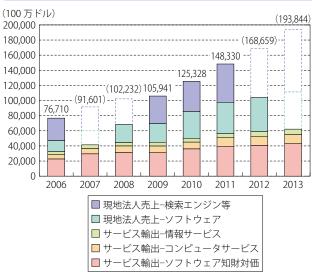
米国を中心とした IT 企業は、付加価値の源泉であ るデータを収集・分析・活用するプラットフォームを 構築、これを基盤とした様々な産業を包含するエコシ ステムを形成し、国境を越えてその競争力を高めつつ ある (第 I-3-2-2 図)。

急速に進化する情報通信技術を実装して構築された デジタルプラットフォームは、前述の間接効果によっ て、新たなビジネストレンドを拡大させている。

製品のサービス化の進展を背景に、製品の所有に代 わって「共有」するシェアリングエコノミーは、デジ タルプラットフォームによる需給調整コストの減少に よって、米国のみならず新興国でも拡大が見られてお

第 I-3-2-2 図

米国イノベーティブ産業の海外売上高推移



備考:中抜き点線部分は推計(将来推計は直近の伸び率がそのまま続いた 場合のもの)。

資料:米国商務省から作成。

り、特に緩やかな規制やスマートフォンの普及等を背 景に、新興国発のプラットフォームも誕生している(第 I-3-2-3 表、第 I-3-2-4 図)。

¹³⁶ 世界の情報通信量及びその将来推計は様々な機関が出しているが、ここでは TeleGeography 及び McKinsey Global Institute による推計 を引用する。ほかにも CISCO による Cisco Visual Networking Index: Forecast and Methodology などがある。

¹³⁷ 増大するデータフローがマクロ経済全体に与えるインパクトについても論考が行われているが、確たる説は確立していない。国際的なデー タフローが長期的には GDP を 3%押し上げる効果があるとの試算 もあるが、逆にシェアリングエコノミーの拡大により資本ストックの形 成が減速するとの指摘もある。なお、GDP の押し上げ効果は McKinsey Global Institute (2016) による試算であるが、統計的な有意性を 示すp値が十分に高くなく、モデルの更なる精緻化が期待される。

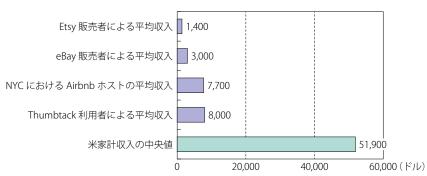
笙 1-3-2-3 表	新興国における新たなデジタルプラットフォームの動き
/1 1 2 2 2 1 7 2	和衆国にはないの利しな人ノクブルノノブニノオ ロリ乳で

事業名称	概要
微信	中国発のアプリケーションで P2P での決済機能を利用可能。
滴滴打车 (DIDI)	中国版配車プラットフォーム。ドライバーと乗客を繋ぐプラットフォーム。
GRABTAXI	東南アジアを中心に広まるマレーシア発の配車プラットフォーム。ソフトバンクが出資。
Ola cabs	インド版配車プラットフォーム。通常のタクシーの他、オートリキシャも扱う。ソフトバンクが出資。
Alipay	中国版の Paypal。アリババグループにより運営されるオンライン決済のプラットフォーム。
M-Pesa	南アフリカ共和国の Vodacom が提供する、携帯電話を利用した送金プラットフォーム。
GRABTAXI	中国発、自動車の相乗りプラットフォーム。
途家(Tujia)	中国版宿泊プラットフォーム。中国国内に加えて、欧米でも展開開始。
eJiaJie	中国で家事代行者マッチングサービスを提供する。テンセント社が買収。

資料:各社報道発表等から経済産業省作成。

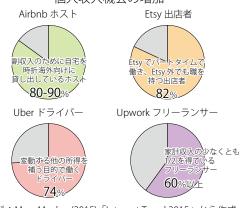
第 I-3-2-4 図 米国主要オンラインプラットフォーム利用者の年間収入

米国主要オンラインプラットフォーム利用者の年間収入

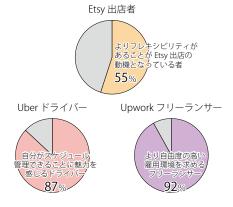


オンラインプラットフォームビジネスによる 個人収入機会の増加

オンラインプラットフォーム雇用の柔軟性







一方、シェアリングエコノミーの台頭により、旧来 型のビジネスモデルとの競争が激化する事例も見られ ており、バランスのある形で技術の変化を社会に取り 込むことが課題となっている。例えば米国では既に、 大手タクシー会社が Uber 等新興の配車サービス企業 との競争、雇用者の引き抜き等の影響により破産する 例が発生している。

また、Airbnb は世界 190ヶ国 138 に展開する宿泊事 業者に成長しているが、ボストン大学の研究 ¹³⁹ によ

ると、Airbnb の拡大によって既存のホテルの収益が 減少していることが指摘されている。同レポートでは、 Airbnb の影響によるホテル価格の低下は、シェアリ ングエコノミーを活用する消費者のみならず、それ以 外の消費者も享受するものと指摘しているが、一方で、 宿泊産業の例では供給コストの圧倒的な低下といった シェアリングエコノミーの優位性により、激化する競 争の中で既存の産業はマーケットシェアを喪失しつつ あるとされている。

¹³⁸ 同社ウェブサイトによる(https://www.airbnb.jp/about/about-us)。

¹³⁹ Zervas, Proserpio and Byers (2016).

3

章

2. プラットフォームビジネスと IT 化の影響

プラットフォームビジネスが何を指すのかについて は、様々な定義が存在する140。本稿では、プラット フォームビジネスを「第三者に何らかの『場』を提供 する業態」を指すものと幅広く捉えた上で、これに密 接に関連すると考えられる「規模の経済」「直接ネッ トワーク効果」「間接ネットワーク効果」というミク 口経済学からのアプローチを取り上げ、これが情報通 信技術の発展に伴いどのような影響を受けるのかにつ いて考察する。

そもそも、このようなプラットフォームビジネスは IT 産業に限らず従来から存在した。電気・ガス・水 道などの公益事業は、送電線網やガス供給網という「プ ラットフォーム」を形成し、顧客に電気やガスという 商品を供給する業態であるとも捉えることができる。 こうした公益事業は発電所や送電網等の形成に巨額の 初期投資が必要となり、これを参入障壁とした自然独 占が発生する。こうした「規模の経済」による独占状 態の下では、独占事業者が利益最大化を図るために、 限界収入が限界費用と一致する点まで供給量を絞り込 み、価格を上昇させる(第 I-3-2-5 図)。

固定電話やファックス、ワープロソフトなどは、規 模の経済とは異なる力学が働く。すなわちプラット フォームに所属する顧客数が増加することにより、顧 客一人一人の便益も向上する場合、ある閾値を超える と爆発的に普及が進み、独占が生じる。これを「直接 ネットワーク効果」といい、例えばワープロソフトを 購入するに際しては、自分が作成したものを他人に読 んでもらうことの可否が重要な決定要素となることか ら、結果として特定の商品に顧客が集中する傾向にあ ると言える。こうした「直接ネットワーク効果」の下

では、顧客の効用が増えることから需要曲線・限界収 入曲線が右方シフトし、元の均衡状態(独占状態)か ら価格が上昇するとともに、供給量も増加する(第 I-3-2-6 図)。

クレジットカードに対する消費者・小売店の関係に 見られるように、顧客層が異なる2市場間にて、一方 の市場における顧客層増加により他市場の顧客の便益 が向上する場合、プラットフォームの提供者は一方の 市場の価格を下げて独占を図るとともに、市場支配力 を以て他市場の顧客に費用転嫁することが可能とな る。これを「間接ネットワーク効果」といい、こうし た特徴を持つ市場を「両面性市場」という。例えば、 クレジットカードの利用者(すなわち消費者)は、よ り多くの小売店で利用できるクレジットカードを選択 する力学が働く一方、店舗側としても、より多くの消 費者が利用しているクレジットカードの決済システム を導入する力学が働く。

「間接ネットワーク効果」の下では、一方の市場(市 場A)における戦略的割引と顧客数の増加を通じても う一方の市場(市場B)における顧客の効用が増加し、 需要曲線・限界収入曲線が右方シフトする。その結果、 元の独占状態から価格が上昇するとともに、供給量は 増加する。また、市場Aにおける割引は、市場Bの顧 客に転嫁できる範囲内であればいくらでも可能となる (第 I-3-2-7 図、第 I-3-2-8 表、第 I-3-2-9 図)。

情報通信技術の発展は、限界費用の引下げを通じて プラットフォームビジネスをより強力に進める要因と なる。「規模の経済」に関しては、IT システムは電気・

第 I-3-2-5 図 独占状態における需要供給曲線

完全市場における需要供給曲線 独占状態における需要供給曲線 р a' 資料:経済産業省作成。

直接ネットワーク効果の下における需要供給曲線

MC MR q' q 資料:経済産業省作成。

独占状態における需要供給曲線

第 I-3-2-6 図

果による需要・限界 収入曲線の 価格の上昇 MC D, MR' q'q"供給量の増加

直接ネットワーク効果の下に

おける需要供給曲線

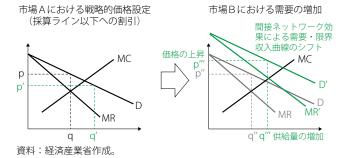
140 プラットフォームビジネスの一形態である Multi-Sided Platforms (MSP) の定義に関しては Hagiu, Andrei and Wright, Julian (2015) に 詳しい。本論文は MSP を「2 以上の異なる立場の者による直接的な交流を可能にする」とともに「それぞれの立場の者が当該プラットフォー ムに所属している」状態であると定義している。

MR

q

第 [-3-2-7 図

間接ネットワーク効果の下における需要供給曲線



第 [-3-2-8 表 プラットフォームビジネスを支えるミクロ経済学背景

経済モデル	ロジック	具体例
規模の経済 (範囲の経済) (密度の経済)	巨額の初期投資を参入障壁とした自然独占	電気・ガス・水道、 携帯電話、光ファイ バー
直 接 ネット ワーク効果	顧客数増加により他顧客の便益が向上する場合、ある閾値を超えると爆発的に普 及が進み、独占が生じる	固定電話、Fax、ワー プロソフト
間接ネットワーク効果(両面性市場)	顧客層が異なる2市場間にて、一方の市場における顧客数増加により他市場の顧客の便益が向上する場合、プラットフォーマーは一方の市場の価格を下げて独占を図るとともに、市場支配力を以て他市場の顧客に費用転嫁する	クレジットカード

資料:経済産業省作成。

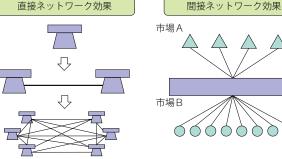
ガス・水道などのハードインフラと比較して複製のた めのコストが低く、海外展開等を前提とした汎用シス テムは価格競争力を持つことになる。すなわち限界費 用曲線のシフトを通じて供給量が増加するとともに、 独占価格も低下する。前項で取り上げたように、エス トニアや韓国などでは政府システムの汎用性を高め、 プラットフォームとして海外展開する動きも生まれて いる (第 I-3-2-10 図)。

「直接ネットワーク効果」を背景としたプラット フォームが IT 化すると、「規模の経済」の場合と同様、 限界費用曲線のシフトを通じ供給量が増加するととも に、独占価格も低下する。ただし、顧客獲得のための 限界費用は低くなるものの、NPO 等により運営され る場合を除き、顧客自身が一定の費用を負担する必要 があるため、市場規模には限界があるケースが多いと 考えられる (第 I-3-2-11 図)。

また、IoT、ビッグデータ、人工知能等の急速な技 術革新により、データの蓄積自体がサービスの品質向 上に貢献し、価値を持つようになると、「直接ネット ワーク効果」が発生し、需要・限界収入曲線をシフト させ、価格及び供給量を増加させる(第 I-3-2-12 図)。 この場合、テクノロジーを軸とした企業間連携によ り、バリューチェーンの垂直・水平方向に事業領域を

第 [-3-2-9 図

「直接ネットワーク効果」「間接ネットワーク効果」の 概念図



利用者数の増加が利用者の効用を 向上させる

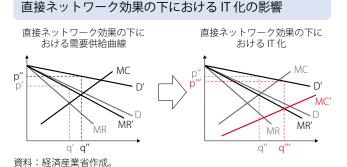
市場Aにおける利用者数の増加が 市場Bにおける利用者の効用を向 上させる

資料:経済産業省作成。

第 I-3-2-10 図 独占状態における IT 化の影響

独占状態における需要供給曲線 独占状態における IT 化の影響 MC g MC' MR MR ď 資料:経済産業省作成。

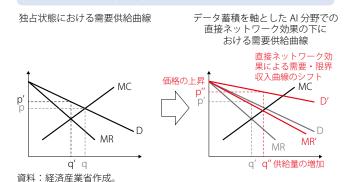
第 I-3-2-11 図



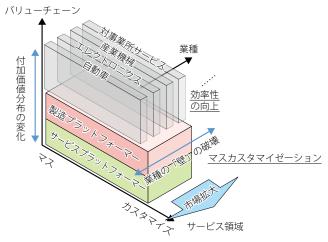
拡大した業種横断的なプラットフォームが形成される 場合がある。こうしたプラットフォームの創出は、テ クノロジー主導で進む場合と産業界主導で進む場合が あり得る。テクノロジー主導型においては、人工知能 などの高度な技術を有する企業が、自社の技術を活か し、異業種への参入を通じてプラットフォームを形成 することから、革新的な技術・企業の育成・誘致、規 制緩和を通じた参入障壁の緩和が政策課題となると言 える。一方、産業界主導型においては、既に浸透して いる自社の製品や施設、サービスなどをインフラとし て活用することで、自らプラットフォームを形成する ことから、企業の意識変革や高度な技術を有する企業

第 I-3-2-12 図

データ蓄積を軸とした AI 分野での直接ネットワーク効 果の下における需要供給曲線



第 [-3-2-13 図 業種横断的なプラットフォーム形成



資料:産業構造審議会新産業構造部会(第1回)事務局作成資料から作成。

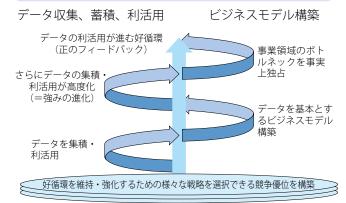
とのマッチング、標準化等が政策課題となり得ると考 えられる。いずれの類型の場合でも、全技術、製造・ サービス工程を自社内に抱えるのではなく、オープン イノベーションを活用し、外部技術・リソースを積極 的に取り入れることが重要となると考えられる(第 I- $3-2-13 図 \sim 16 図)$ 。

最後に「間接ネットワーク効果」を背景としたプラッ トフォームが IT 化すると、一方の市場においてより 低価格の価格設定が容易となり、顧客数を大幅に増や すことが可能となる。その結果、もう一方の市場の需 要・限界収入曲線を更にシフトさせることにより、価 格が上昇するとともに、供給量が増加する(第 I-3-2-17 図)。

こうした効果は、検索エンジン、ネットワーキング、

第 I-3-2-14 図

競争優位を維持・強化する好循環のビジネスモデル



資料:産業構造審議会新産業構造部会(第3回)事務局作成資料から作成。

第 I-3-2-15 表 IT化による限界費用を引き下げるプラットフォーム例

経済モデル	IT 化による影響	具体例
規模の経済 (範囲の経済) (密度の経済)	IT システムはハードインフラと比較し複製コストが低く、海外展開等を前提とした汎用システムは価格競争力を持ちうる	エストニアの通 関システム 韓国の特許シス テム
直接ネットワーク効果	顧客獲得のための限界費用は低くなるが、NPO等により運営される場合を除き、顧客自身が一定の費用を負担する必要があるため、市場規模には限界がある技術革新により「データ蓄積」自体が価値を持つようになると直接ネットワーク効果が発現する	Wikipedia, R, Skype, 2 ch, UNIX 自動運転車
間接ネットワーク効果(両面性市場)	顧客獲得のための限界費用が低く、転嫁可能な範囲内であれば極めて低い水準または無料での提供が可能となるため、容易かつ早期に市場を席巻できる	Google, Face- book, LINE, An- droid, Twitter, PDF

資料:経済産業省作成。

決済などの分野における普及を促すことに加え、需給 調整コストを下げることにより、いわゆるシェアリング エコノミー 141 の基盤を形成することにも貢献している。

また、IT 分野では、既存のプラットフォームの上 に新しいプラットフォームが重層的に形成されてお り、今後とも技術・サービスの発展とともにプラット フォームが増え続ける可能性がある。その際、仮にあ る階層(例えば OS) において支配的なプラットフォー ムが存在している場合においても、新たな階層(例え ば検索エンジン) が追加され、異なるプラットフォー ムが形成される場合は、元の階層においてプラット フォームの支配力が低下し、コモディティ化が進む可 能性も指摘されている 142。その程度は企業戦略や元々 のプラットフォーム製品の支配力の強固さにも左右さ

¹⁴¹ 限界費用の低下とシェアリングエコノミーの普及が経済に及ぼす影響については、Rifkin, Jeremy (2014) などにおいて考察されている。

¹⁴² IT 分野におけるプラットフォーム間のダイナミズムについては、加藤(2016)に詳しい。

第 I-3-2-16 図 業種横断型プラットフォーム創出のモデル

テクノロジー主導型 産業界 テクノロジ テクノロジ AI、ロボティクス 自動車等の製造業 業種横断的 農業、金融、観光、 等産業界にインパク 医療などの幅広い分 プラットフォーム トを与え得る技術 野を含む産業領域 資料:経済産業省作成。

れるであろうが、今後とも、階層間でプラットフォー ムがダイナミックに力関係を変化させていくことは十 分に予想できる。

このように、プラットフォームビジネスの IT 化は 従来のビジネスモデルを大きく変革する可能性があ り、これに対応して、国際的なルール形成にも影響を 与えることが考えられる。次項では、デジタル時代の 技術進展に対応すべく新たな動きを見せる国際的な ルール形成についての議論とその課題を見ていく。

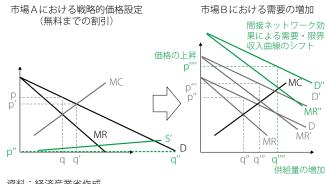
第 I-3-2-17 図 間接ネットワーク効果の下におけるIT化の影響

産業界主導型

業種横断的

プラットフォ-

産業界



資料:経済産業省作成。

3. ビッグデータ時代に対応する国際的なルール形成

近年のグローバルサプライチェーンの拡大、サービ ス経済化、インターネットビジネスや IoT の進展等 は、クラウド技術の発展とモバイルデバイスの普及と あいまって、国境を越えるデータ量を増大させている。 こうしたインターネット等を介した国境を越えるデー タは、人々の日常生活、海外展開する企業の諸活動、 さらには、世界経済の成長に不可欠な基盤となってい る。しかしながら、このような国境を越えるデータの 利活用が拡大する一方で、個人情報保護制度やセキュ リティ対策など、各国の国内規制や関連制度との重な りをどう整理すべきかという課題が複雑化しつつあ り、デジタル時代の技術進展に基づく新たな環境を踏 まえた情報通信分野における国際的なルールを形成す る必要性が高まっている。

(1) WTO や経済連携協定(EPA)/自由貿易協定 (FTA) における議論

① WTO

多角的貿易体制の中核として、国際的な通商ルール 形成を担う WTO では、1990 年代後半から、インター ネットの広がりとともに電子商取引が進展し、貿易の 新たな機会を創出しはじめたことを背景に、WTO と してどのように対応すべきかが議論されはじめた。

1998年の第2回 WTO 閣僚会議において、「グロー バルな電子商取引に関する宣言」が採択され、グロー バルな電子商取引に関連する全ての貿易関連事項を検 討する包括的な作業計画の策定とともに、電子的送信 に対する関税不賦課の慣行の継続(いわゆる「関税不 賦課のモラトリアム」)について合意された。

グローバルな電子商取引に関する宣言を受け、1998 年9月に策定された「電子商取引に関する作業計画」 では、電子商取引について、「電子的手段によるモノ 及びサービスの製造、流通、マーケティング、販売、 配信 ("electronic commerce" is understood to mean the production, distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means.) 」 と いう定義を置いた上で、関連する論点について、サー ビス貿易理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易 と開発理事会で議論を行った上で、各理事会の議論を 一般理事会で取りまとめることが決定された。

章

WTOで議論されてきた主要な論点は、①デジタ ル・コンテンツの WTO 協定上の取り扱いと、②電子 送信に対する関税賦課等である。

①は、音楽、動画、プログラム等、インターネット の普及以前は媒体に化体する形で「モノ」として取引 されてきた商品を「デジタル・コンテンツ」としてオ ンラインで配信する際、適用される規律によって取扱 いに差異が生じる可能性があるという論点である。す なわち、デジタル・コンテンツ売買の対価を、モノの 購買料と捉えれば関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)、サービスの対価と捉えればサービスの貿 易に関する一般協定(GATS)、知的財産の使用料と 捉えれば知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)がそれぞれ適用されうるが、特に、 デジタル・コンテンツに適用される協定が GATT か GATS かという点で、最恵国待遇 (MFN)、内国民待 遇 (NT) 等に関して違いが生まれることから争点と なった。

この点、競争力の強いソフトウェア産業を有する米 国は、デジタル・コンテンツについて、MFN・NT 等が一般的に適用されるモノとして取り扱うべきとい う立場を主張し、文化的な保護を必要とする音響映像 産業を有する EU は、NT 等の留保が可能なサービス としての規律で十分とし、デジタル・コンテンツの概 念を認めないとの立場を主張した。なお、我が国は、 自由な電子商取引を志向する立場から、WTOの基本 原則(MFN、NT等)の適用の確保を主張してきた。

②は、デジタル・コンテンツがオンライン上で取引 された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税 機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるとい う問題である。また、電子送信行為を課税の対象とし、 送信量(通信ログ等により算出)に基づき課税しよう としても、デジタル・コンテンツそのものの価値と送 信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテン ツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が 生ずる。このように、電子送信に対する関税賦課につ いては、技術的な問題もあることに加え、電子商取引 の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があ るとの観点から、インターネット取引に関税を賦課す べきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高 まってきた結果、1998年の第2回 WTO 閣僚会議に おいて関税不賦課のモラトリアムが合意されて以降、

基本的には閣僚会議のたびにモラトリアムが延長さ れ ¹⁴³、2015 年の第 10 回 WTO 閣僚会議においても、 2017年までの延長が合意されたところである。

このように、WTO における議論は、既存の協定の 枠組みを中心とした検討にとどまっており、各論点に おける各国の懸隔も大きいため、現時点で大きな成果 は得られていない状態である。

② EPA/FTA

このような WTO における議論の停滞を受け、電子 商取引をめぐる規律は、豪シンガポール FTA(2003 年発効)を皮切りに、二国間における EPA/FTA に おいて、物品貿易章やサービス章とは異なる独自の「電 子商取引章」という形で発展していくこととなった。 特に、WTO で結論の出ていないデジタル・コンテン ツの分類論に対応する形で、米シンガポール FTA (2004年発効)において、「デジタル・プロダクトの 無差別待遇 | (最恵国待遇及び内国民待遇が対象) と いう規定が置かれている点が注目に値する。ここで、 「デジタル・プロダクト」とは、「コンピュータ・プ ログラム、文章、動画、静止画、音声録音、そしてそ の他の製品で、デジタル符号化がなされているもの」 と定義され、電子的送信によるものだけでなく、CD などの記録媒体に固定されたものも含まれている。ま た、同 FTA では、「デジタル・プロダクトの関税不 賦課」という規定において、電子的送信を介するデジ タル・プロダクトを恒久的な関税不賦課の対象とした 上で、記録媒体に固定された形で輸入されるデジタル・ プロダクトの課税価額については、記録媒体だけでの コストもしくは価値によって決定され、記録媒体に記 録されているデジタル・プロダクトのコストや価値に は関係がないと定め、WTO における関税不賦課原則 より一歩進んだ内容を定めている。

我が国も、日スイス EPA(2009 年発効) 以降、電 子商取引章を新たに設定している。特に、デジタル・ プロダクトの無差別待遇や、関税不賦課のモラトリア ムの恒久化を中心とした規律群を追及してきたが、ア ジア太平洋地域で高いレベルの自由化を目指して立ち 上げられた TPP の電子商取引章においては、我が国 が締結済みの EPA の電子商取引章と比較しても、包 括的かつ高いレベルの内容が達成されている。具体的 には、デジタル・プロダクトの無差別待遇、関税不賦

¹⁴³ 第 3 回 WTO 閣僚会議 (1999 年)、第 5 回 WTO 閣僚会議 (2003 年) がそれぞれ決裂し、その間に、モラトリアムの合意がない状態が数 年存在していたが、第6回 WTO 閣僚会議(2005年)以降はモラトリアムの延長が継続されている。

課のモラトリアムの恒久化以外に、以下の内容が規定 されている。

- ①情報の電子的手段による国境を越える移転:事業の 実施のために行われる場合には、情報(個人情報を 含む) の電子的手段による国境を越える移転を許可 する。
- ②コンピュータ関連設備の設置:自国の領域において 事業を遂行するための条件として、当該領域におい てコンピュータ関連設備を設置すること等を要求し てはならない。
- ③ソース・コード:他の締約国の者が所有する大量販 売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品 の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の 条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの 移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則と して要求してはならない。

なお、①及び②の義務に関しては、「締約国が公共 政策の正当な目的を達成するため、これに適合しない 措置を採用し、又は維持することを妨げない」ことが 確認されている。

これらの規律が導入されることにより、インター ネット技術を用いたコンピュータネットワークを介し て行う電子商取引の安全性と信頼性が確保され、多額 の投資を伴わずに海外の消費者や企業と直接取引をす ることができる環境の整備等が期待されている。

(2) デジタル環境に適応した国際的ルールを検討 する際の諸課題

① データ・ローカライゼーション

国境を超えた、様々な種類のデータの自由な流通は、 世界的な財やサービスの広まりや、新たな付加価値の 創出に不可欠であり、世界の経済成長における重要な 礎となりつつある。

しかしながら、近年、新興国を中心に、国内で収集

されたデータを国外へ移転することを禁じる「データ・ ローカライゼーション」と呼ばれる動きが見られてい る。また、その一環として、企業が自国領域内で事業 を実施する条件として、コンピュータ関連設備の設置 を要求する動きも増えつつある (第 I-3-2-18 表) 144。 当該要求の目的は、プライバシー保護、セキュ リティ対策や自国の産業保護など様々ではあるが、特 に、サーバ設置に見合わない市場規模の場合には事業 上の制約となり、グローバルな企業活動が阻害される ことになる。さらに、サーバの設置が分散されること により、集中的な管理ができなくなり、かえってデー タのセキュリティが脆弱になるといった懸念も浮上し ている。なお、こうしたデータ・ローカライゼーショ ン等の影響のコストとして、中国は616~638億米ド ル、インドは31億~145億米ドル、インドネシアは 27~37 億米ドルの厚生損失があるとの研究もあり ¹⁴⁵、 今後、世界的な対応策について検討が必要と考えられる。

② 個人情報保護

データの自由な流通と対立する懸念の一つとして、 個人情報の流出、漏えい等の問題が挙げられ、世界各 国において、個人情報保護に関する国内制度の整備や 強化が進められている。我が国においても、改正個人 情報保護法が2015年9月に成立し、個人情報の定義 の明確化、個人情報保護委員会の新設、国境を越えた 適用等の個人情報の取扱いのグローバル化等が新たに 規定された。

諸外国では、欧州において、データの自由な流通の 大前提として、個人データの保護が基本的権利として 位置づけられ、厳格なデータ保護規制が導入されてい る点が特徴的である。1995年に制定されたEU個人 データ保護指令では、第三国が十分なレベルの個人 データの保護 (adequate level of protection) を確保 していると欧州委員会が認めた場合に限り、EU 域内

第 [-3-2-18 表 データ・ローカライゼーションの事例

Subject matter	Country	Source
Requires local storage of data	Argentina, Australia, Canada, China, Greece, Indonesia, and Venezuela	BSA, BRT, Cate, Citi
Mandates or encourages local content	Australia, Brazil, China, India, and certain EU member states	USTR, BSA, BRT, MPAA
Provides government procurement preferences to local digital firms	Brazil, Canada, China, India, Nigeria, Paraguay, and Venezuela	USTR, BRT

資料:米国国際貿易委員会(2013)「Degital Trade in the U.S. and Global Economies Part1」から作成。

¹⁴⁴ 米国国際貿易委員会(2013)(https://www.usitc.gov/publications/332/pub4415.pdf)。

¹⁴⁵ European Centre for International Political Economy, (2014), (http://www.ecipe.org/app/uploads/2014/12/OCC32014_1.pdf).

から当該第三国に対して個人データの転送を行うこと が可能とされており、十分なレベルの保護の認定がな い第三国へ転送を行う場合には一定の条件を満たす必 要がある (詳細はコラム参照)。本指令については、 その見直しが長らく議論されてきたところ、本指令に 代わる新法令「個人データ保護規則」案について、 2015年12月、欧州委員会、欧州理事会、欧州議会の 三者で合意がなされ、今後、理事会及び本会議のそれ ぞれで採択されると法案が成立することになる。

他方、米国は、個人情報保護についての一般法はな く、政府部門、医療部門、信用情報、児童のプライバ シー等、個別分野ごとに規制を行っており、自主規制 を原則とした、欧州とは異なるスタンスを維持してい る。なお、米国が欧州委員会との間で2000年に締結 したセーフハーバー協定は、米国企業による欧州から の個人情報の移転を容易にするための仕組みであった が、近年見直され、2016年2月に「EU-USプライバ シーシールド」という新たな合意がなされており、今 後の運用が注目される (詳細はコラム参照)。

過度の個人情報保護措置は、国境を超えたデータの 円滑な流通を妨げる要因ともなり得るため、今後は、 必要な保護措置と、流通・活用との両立に向けた国際 的な議論をより深めていくことが求められる。なお、 APECでは、データの保護と流通・活用を両立する 観点から CBPR(越境個人情報保護規則) の認証制度 を進めているが、採用している国はまだ少なく、欧州 におけるデータ保護指令に基づく制度との相互運用 等、さらなる利活用について検討の余地がある。

コラム 8

EU の個人データ保護規制及び EU-US プライバシーシールド

EU においては、プライバシー権と個人データの保護は基本的権利の一部と考えら れており、電子商取引の拡大を背景に、1995年に制定された個人データ保護指令及び 2002 年に制定さ れた ePrivacy 指令によって、EU 域内の事業者に対して個人データの取り扱いについて厳しい規制を 課すとともに、EU 市民の個人データが EU 域外に出た場合においても個人データに関する権利を守る との名目の下、EU 域外に対しての個人データの転送について厳しい制限を課している。具体的には、 個人データの EU 域外への転送は、①第三国において十分なレベルの保護が確保されている場合、②デー タの主体である個々人の明確な同意がある場合、③企業が、EU 加盟国のデータ保護機関に承認を得た 拘束的企業準則(BCR)に従い、域外においても厳格な管理を行うことを約束する場合、④個人デー タを移転しようとする当事者間で個人データの取り扱い方法について標準契約約款(SCC)に基づく個 別契約が結ばれ、データ保護機関から承認を得ている場合を除き、禁じられている。

なお、米国商務省は、2000年、欧州委員会との間で、米国商務省が作成するプライバシー原則を企 業が遵守することを約束することで、EU から米国への個人情報の移転が EU データ保護指令違反にな らないとみなす、という内容のセーフハーバー協定を締結した。米国企業は、プライバシー保護に関す る原則の順守を宣言し、プライバシー・ポリシーを公表するとともに、確約書を米国商務省に提出すれ ばこの制度を利用することができ、2015年時点で約4000社が対象となっていた。

このように、米国と EU の間では、通常の第三国より簡便な手続でデータ転送をするための法的枠組 みが構築され、ビジネス上の大きな問題は生じていなかったが、2013年、米国が極秘で大量の個人情 報を収集しているという告発があったこと (いわゆる「スノーデン事件」) を契機として、セーフハーバー を見直すべきとの機運が高まり、交渉が続けられていた。2015年には、欧州司法裁判所による、現行 の協定の無効判決も下され、最終的に、2016年2月に、米国と欧州委員会は、欧州から米国への個人デー タの移転を可能にする新たな枠組みである「EU-US プライバシーシールド」に合意した。具体的には、 ①米国商務省・公正取引委員会による監視等の米国側の執行強化、②米国から EU へ無差別大量監視を 行わない旨の書面提出等の米国政府によるコミット、③ EU 当局の米国商務省・公正取引委員会に対す る苦情照会、裁判外紛争処理(ADR)の無料提供等、EU 市民の権利保護強化といった措置からなり、 2016年中の発効が予定されている。

コラム 9

APEC における越境プライバシールールシステム(CBPR)

APECでは、2004年にAPECプライバシー原則を定め、これに基づく国内個人情 報保護制度の策定を各エコノミーに勧奨している。また、個人情報が頻繁に国境を越えて移動する状況 下での越境個人情報保護を確保するため、APEC・電子商取引運営グループでは、2008年2月以降、 個人情報が国境を越えても APEC プライバシー原則に基づき保護されるための制度を検討し、① APEC 越境プライバシールールシステム(Cross Border Privacy Rules System)及び②国際法執行の ための協力取り決め(CPEA:Crossborder Privacy Enforcement Arrangement)を構築している。

CBPR システムは企業等の越境個人情報保護にかかる取組に関し、APEC プライバシー原則への適合性を 認証する制度であり、申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関して自己審査を 行い、その内容についてあらかじめ認定された中立的な認証機関から認証審査を受ける仕組みとなっている。

現時点では米国、メキシコ、カナダ、我が国の四ヶ国が CBPR システムに参加しており、我が国では、 2016 年 1 月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認証機関として認められた。まだ 参加企業数は限られているものの、本制度の利用が拡大することによって、個人情報の適切な保護とそ の利活用とを両立させることが可能になると考えられる。

③ セキュリティ対策

主に新興国の政府が、ソース・コード等の企業にとっ て重要なデータ等の開示や、国外へのデータの持ち出 しを制限する理由の一つとして、国家安全保障をはじ めとするセキュリティ保護が挙げられる。特に、IT の利活用拡大とともに、電力やガスなどの重要インフ ラへのサイバー攻撃や、安全保障上の機微技術、産業 競争力上重要な技術や個人情報を保有する企業の営業 秘密情報窃取への対策が、各国にとっての重要な政策 課題となっているところ、真に必要な対策と、単なる 隠れ蓑としたデータ・ローカライゼーション等の過剰

な措置とのバランスについて、国際的な議論が必要と 考えられる。

上記にみるように、国境を越えたデータの自由な流 通の確保は、様々な国内政策と重なり合い、論点が複 雑化してきているが、個人情報保護やセキュリティ対 策の名の下に、データの自由な流通が過度に制限され ることが懸念されている。むしろ、こうした政策との 適切なバランス、すなわち両立する国際ルールを策定 することは、データ利活用の安定的な環境・基盤とな ると考えられる。

4. まとめ

情報通信技術を実装し、プラットフォームを基盤と するエコシステムが実際に稼働している米国では、情 報通信分野のみならず、自動運転、医療、金融、音楽 などの他分野に積極的に入り込むなど、産業界の構造 も変化し始め、シェアリングエコノミー等、実社会へ の影響も生じつつある。この動きは既にグローバルに 拡大し始めており、世界の産業構造が急速に変化する 可能性が考えられる。

競争優位を維持・強化するプラットフォームを構築 していくためには、付加価値の新たな源泉となる「デー

タ」を活用し、好循環のビジネスモデルを形成する必 要がある。我が国は主にハード面において強みを有し ているものの、IT をビジネスに活用する戦略的思考が 欠如する等、ソフト面に課題があると指摘されている。

また、こうした新しい動きは、データ・ローカライ ゼーション、個人情報保護やセキュリティなど、従来 の通商ルールの枠を超えた課題を惹起することから、 このような分野におけるルールの形成に向けた国際的 な取組が期待される。